

ビジネス拡大支援補助金

新製品・新サービスの開発、新分野への事業転換、自社の製品やサービスを宣伝を目的とした事業拡大に係る経費に対する補助。

制度の概要

【主な補助条件】

1. 前年度及び本年度においてビジネス拡大支援補助金を受けていないこと。
2. 法人の場合、市内に本店又は主たる事業所がある中小企業者等であること。
個人事業主の場合、市内に住所及び主たる事業所を有すること。
3. 申請日時点で1年以上操業していること。
4. 市税の滞納がないこと。
5. 経営革新計画若しくは経営力向上計画の認定を受けている、又は市で定める経営相談窓口において、補助金を申請する事業計画についての相談を行い、専門家からの意見書を有していること。

【対象経費】

1. 新製品・サービス開発に要する経費
(機械装置・工具購入費、市場調査費、開発費(試作材料費)、分析調査費、専門業務委託費)
2. 事業拡大及び事業転換に要する経費
(機械装置・工具購入費、宣伝広告費、市場調査費、講師・専門家へ委託費)

【対象外経費】

1. つくば市外の事業所にて利用するものに係る経費。
2. パソコン、タブレット、スマートフォン購入に係る経費。
3. 国や他の団体等から補助金の交付をうける経費。
4. 自社ホームページやECサイトの作成、改修に関わる経費。

【補助率・補助金額】

補助率：8/10 補助限度額：300,000円

※ただし経営革新計画、経営力向上計画の認定を受けた内容の実行に限る。

補助率：5/10 補助限度額：300,000円

※市で定める経営相談窓口において、補助金を申請する事業計画についての相談を行い、専門家からの意見書を有していること。(様式は市HPに掲載)

※ 経営相談窓口：予約制 (曜日：火曜日・木曜日)

↓予約受付はこちら



経営革新計画

県が認定する計画。新商品開発・生産、新サービスの開発・提供、新規事業分野への進出等の新たな取り組みを行い、経営の向上を図るための具体的なビジネスプラン。

経営力向上計画

国が認定する計画。人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の営力を向上するために実施する計画。

申請手続

4月1日から翌年2月末までの間に、申請書及び以下の添付書類を、産業振興課宛てに持参、郵送またはEメールにて送付してください。Eメール送付の場合、受信連絡がない場合には、受付できていない可能性がありますのでご注意ください。

添付書類

- 事業計画書（様式は市HPに掲載）
- 補助対象経費に係る見積書
- 法人登記事項証明書の写し（3か月以内発行のもの）
※個人にあつては、個人事業の開業届出書の写し
- 定款又は規約の写し
- 経営革新計画の承認に係る通知書の写し、経営力向上計画の認定に係る通知書の写し
又は市で定める経営相談窓口において作成された意見書の写し
- 市税に滞納がないことの証明書

事後申請はできません。必ず着手前に申請してください。

補助金制度に係る注意点

補助事業申請者は下記の点を順守するものとします

- ①申請内容に変更があった場合、速やかに報告すること。
- ②補助事業の完了から20日以内、又は申請年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- ③補助事業に関する帳簿及び証拠書類、補助事業を活用して購入した物品等は、補助事業終了後少なくとも5年保管すること。
- ④補助事業中及び補助事業終了後に立ち入り検査又は実態調査を行う場合、これに協力・対応すること。

※ この他、補助金につくば市補助金等交付適正化規則及び令和6年度つくば市ビジネス拡大補助金交付要項に基づいて執行されます。不明な点は産業振興課までお問い合わせください。

※申請期間中であっても、予算がなくなり次第募集を終了させていただきます。

☆補助金に関するお問い合わせはこちらまで
つくば市 経済部 産業振興課 産業創出支援係
TEL：029-883-1111（代表） e-mail：eco051@city.tsukuba.lg.jp
住所：つくば市研究学園一丁目1番地1